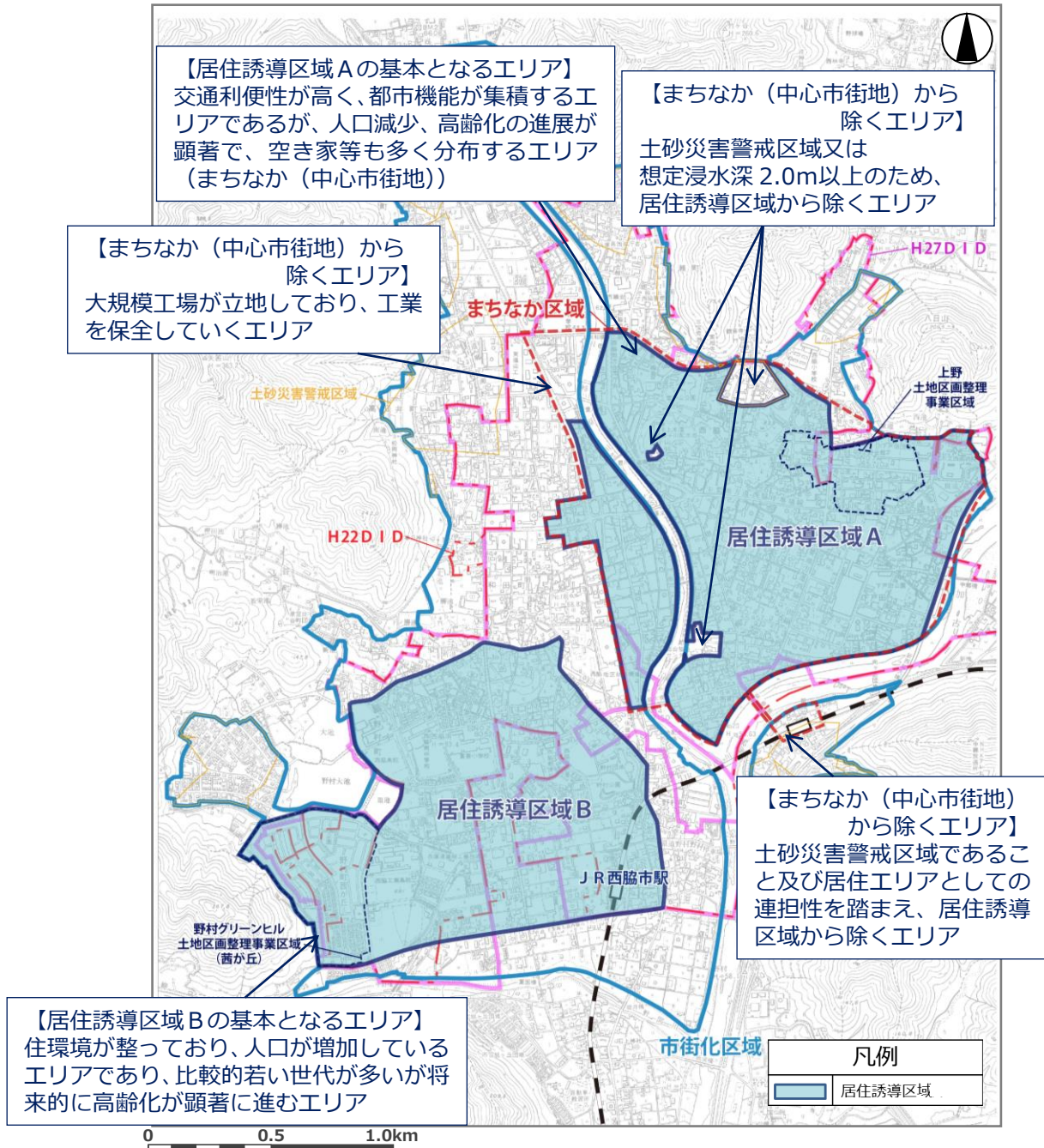


## 2) 居住誘導区域の設定

本章 2-1) で整理した、居住誘導区域の考え方（設定の基準）に基づき、下図のとおり居住誘導区域を設定します。

なお、河川区域が市街化区域に含まれないため居住誘導区域も分断されていますが、本計画では、一体的な居住誘導区域として捉えます。

### ■ 区域設定図（居住誘導区域）



※居住誘導区域に、浸水想定区域（想定浸水深：2.0m未満）は含まれます。  
※新たに災害危険区域などが指定された場合、居住誘導区域から除きます。